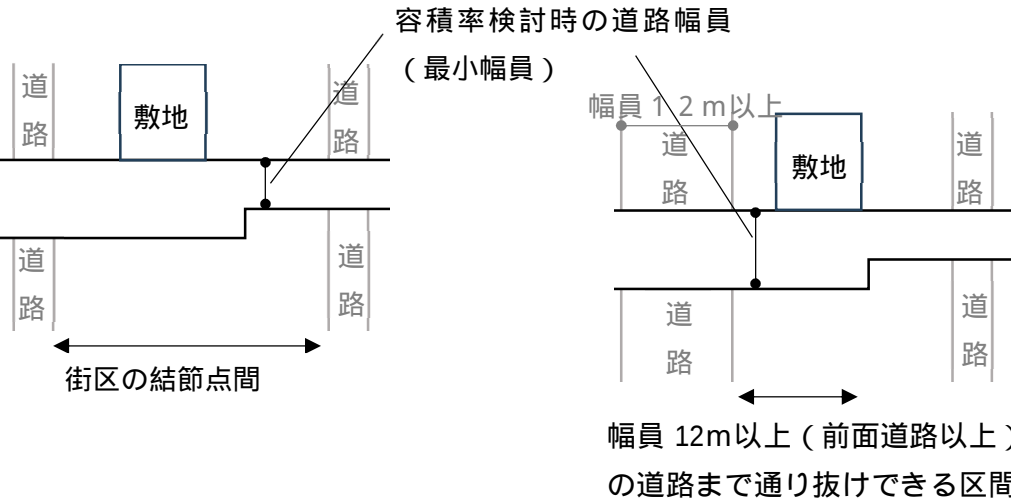


集団規定	法第 52 条第 2 項	作成（改訂）日
	容積率算定時の道路幅員について	令和 4 年 3 月 1 日 （令和 7 年 4 月 1 日）
容積率算定時の道路幅員について		
容積率制限は、建築物の密度を規制することにより、道路、公園、上下水道等の都市施設の供給能力ないしは処理能力とのバランスを保つことを目的としている。 したがって、容積率の限度を算定する際の前面道路の幅員は、敷地が接する部分の道路の幅員のみによって判断されるべきではなく、相当区間にわたって存在する幅員によるべきである。また、敷地が当該前面道路に少なくとも法第 43 条第 1 項に規定する 2 メートル以上（必要により、安全条例で求められる接道長さ）有効に接していることが必要である。 相当区間とは、原則幅員 12m 以上（前面道路以上）の道路まで通り抜けできる区間あるいは街区の結節点間（通り抜け可能な建築基準法の道路の交差点間）とし、当該区間の最小の幅員を、容積率算定時の「道路幅員」とする。 また、傾斜地における変形の T 字路、線路敷等と立体的に交差するような場合で、元来は T 字路になるべきもの等は、敷地が直接接する道路の幅員によって容積率の限度を決定する。		
		
技術的助言など		
参考文献など	建築基準法質疑応答集 ③ P4733～4749 の 3 誰にもわかる建築法規の手引き P259	